

裁判で歴史事実を認定できるのか：詐欺的誘惑や過酷な労働実態は事実ですか

三輪，宗弘
九州大学：教授

<https://hdl.handle.net/2324/7239404>

出版情報：pp. 643-666, 2023-10. 思文閣出版
バージョン：
権利関係：



裁判で歴史事実を認定できるのか——詐欺的誘惑や過酷な労働実態は事実ですか

三輪宗弘

はじめに

徴用工賠償に関する大法院（韓国最高裁）判決を受け、日本企業の資産差し押さえをめぐり、日韓関係は悪化（文在寅政権下）の道をたどったが、尹錫悦大統領の日韓改善に向けた取り組みが、改善に向けた両国の動きにつながっている。一方で、韓国政府でなく日本企業が賠償金を支払うべきだとする原告もいる。

賃金が未払いであったのか、朝鮮人の労働者に対して民族的な差別があったのかどうかという点に関しては、一時的に政治決着したとしても、またいつ蒸し返されるかわからない。事実に基づいて両国関係の認識の溝を埋めることが、学者や歴史研究者には要求されるであろう。筆者はこれまで政治問題に巻き込まれたくないとの考えで、距離を取ってきたが、ユネスコへの明治日本の産業革命遺産の世界遺産登録をめぐる日韓の軋轢をみて、これは政治家に任じたのではないと思った。アカデミックな世界に生きる大学の教員として、積極的に発言しなければならぬと腹を決めた。事実から遊離したデマゴギーもどきの議論が横行している現状に対峙する所存である。⁽¹⁾

先行研究として、高崎宗司「『半島女子勤労挺身隊』について」がある。⁽²⁾ 本稿とは見解や見方がまったく異なるので、読者はネットでダウロードして読みたい。

一 朝鮮人に対して賃金差別——不二越訴訟

不二越を訪問した金景錫（太平洋戦争犠牲者韓国人遺族会会長）は『不二越訴訟裁判記録Ⅱ 証據編1』（不二越訴訟弁護団、二〇〇一年）の面談記録の中で「不支給給金、諸手当金を支払われなかったことに対して、そのお金は今どうなっているということを直接の代表者として申し入れているのであります。」「小さい子供たちを連れてきて使えばなしはないし、ここにちゃんと記録が残っています。」と未払い賃金問題を取り上げている。⁽³⁾ 金会長はNKK裁判を持ち出し、「NKKの二の舞にならないようにしてほしい。本当のことを、正確に言ってほしい。私は、日本中に火をつけてまわっているのです。」「おたくは裁判をねがっているんでしょう。」と話したことが記されているが、不二越に対して攻撃的な言い方である。

『不二越訴訟裁判記録Ⅱ 証據編1』に採録されている「ILO提訴分——戦争中の日本によるILO二九号条約違反に関する国際労働機関への申し立て」では「朝鮮人に対しては多くの企業が賃金の差別をした上に、賃金の大部分は強制貯金させ、現金を渡しませんでした。」「二部の企業は未払金を供託して債務処理を図りましたが、被害者や家族には全く通知も行われておりません。また（株）不二越への強制連行事件では富山地方裁判所は、賃金不払いの事実を認めましたが、時効を理由に請求は棄却されたことは前述の通りです。」（傍点引用者）と書かれている。⁽⁴⁾ 読者は傍点箇所を丁寧に読まれ、事実かどうか確認していただきたい。

二 不二越訴訟原告弁護士と「誘惑・拉致まがいの強制連行・強制労働」

島田広弁護士は『軍縮問題資料』の連載特集「法廷で裁かれる日本の戦争責任^③」富山地裁・朝鮮女子勤労挺身隊不二越第二次訴訟——強制労働・強制連行を明確に認定」の中で以下のように述べる。⁽⁵⁾

「被告不二越は、強制連行・強制労働の事実自体を争い、強制はなかったとか、原告らだけを差別的に取り扱ったものではなく違法なことではない、賃金も支払った、などと主張しました。

判決は、勧誘の際に多くの原告が欺罔や脅迫を受けたこと、かかる違法な勧誘が被告国の地方の役人、教員等の公務員が関与して組織的になされていたこと、劣悪な環境のもとで重労働が強制されたこと、賃金の支払いがなされてなかったことを認定しました。

少女に対する誘惑・拉致まがいの強制連行・強制労働という、恥ずべき犯罪的行為・人権侵害行為が裁判所によつて認定され断罪されたことの意味は大きく、被告らには問題解決の責任を果たすことが求められます。」(傍点 引用者)

国際人権法学会『国際人権』(一九九七年報、第八号)で、山田博は「事実論としては就労の有無、連行と労働の実態、賃金額とその支払い(ないしはその供託)の有無等であるが、原告らは、勤労手帳(社員手帳)、小学校の学籍簿、富山社会保険事務所の証明書等を提出した。会社は供託を主張した。」と述べ、山田弁護士は「判決は、積極的に事実認定を行った。強制連行・強制労働という言葉こそ使っていないが、不二越による詐欺的誘惑や過酷な労働実態を正面から認定し、この点で会社側の主張を退けた」とし、「不二越は、原告らに対して、他の一般従業員と同等の賃金(社史により終戦当時の平均賃金九九円を認定)を支払う義務を負っていたと判示し、これを不二越は全く支払ってこなかったと積極的に認定した。不二越の毎月支払っていたとの弁済の抗弁や、供託の抗

弁を退けて原告らは、不二越に対し各々賃金請求権を有していたと認めた」(傍点 引用者)が、時効の壁で「不二越を免責した」との論を展開している。⁽⁶⁾

二〇〇七年七月一日、最高裁第一小法廷で和解したが、山田博は「不二越強制連行訴訟の解決と意義」⁽⁷⁾の中で「解決をもたらした訴訟上、訴訟外の要因と解決内容の評価」について触れている。

「一番、二番とも結論は請求棄却であったが、事実認定では、原告らの主張を概ね認めたものであった。」

「他の一般従業員と同等の賃金(二審判決では、社史により終戦当時の平均月額九九円を認定したが、二審判決ではこれを特定できないとした)を支払う義務を負っていたと判示し、これを不二越は全く支払ってこなかったと積極的に認定した。」(傍点 引用者)

「不二越の毎月支払っていたとの弁済の抗弁や、供託の抗弁を退けた。原告らは、不二越に対し各々賃金請求権を有していたと認めた。原告らの請求は、消滅時効や除斥期間という法律技術で排斥された。原審の事実認定と最高裁でも基本的に維持されるので、詐欺的勧誘や過酷な労働実態、賃金請求権の存在とその未払いの事実は法的に確定したと言える。」(傍点 引用者)

「原告らの請求は、道義的・社会的・国際的には、道理があり、不二越は、日本の法律技術でなんとか責任を免れたという全く不名誉なものであった。」

「詳細な事実認定は、原告や支援者の執念によって勝ち取られた。」

山田博弁護士は五〇年前の学籍簿を発掘したとして、例示している。金性珠のことだろう。

「富山不二越会社二挺身隊トシテ、熱願叶イ壮途ニ上リ、作業中、右人差指ヲ刎ネラルルモ家人ニ周知セズ、真剣ニ働キツツアリ」

山田弁護士は、不二越が和解に応じたことを、勝訴したかのように不二越の「解決済み」論(解決済みであり、未解決問題は何もないと主張)の破綻であるとしている。この点に関しては不二越側弁護士の見解を聞かないと、公平さを欠くことになる。読者諸賢には、山田博のレトリックを一語一語堪能いただき、論理の展開の仕方を満喫いただきたい。

三 「賃金請求権の存在」が「法的に確定」——エ！確定できるのですか

何も知らない人がこれを読めば「誘惑・拉致まがいの強制連行・強制労働」を事実だと思いかもしれない。「詐欺的勧誘や過酷な労働実態」「賃金請求権の存在」が「法的に確定」したとは事実なのか。それは何を含意するのか。過酷な労働実態は事実なのだろうか。筆者がこれまで調べたことは相当な直径がある。平時ではなく、戦時で、食糧不足は周知のとおりである。本稿では「誘惑・拉致まがいの強制連行・強制労働」に関連させながら論じよう。

上の事例は航空機産業や工作機械産業であるが、石炭産業では基本的に坑内では出来高に応じて支払われる。筆者はこれまでの戦時中の石炭産業の研究を通して、賃金差別を示す規程をみたことがない。不二越のケースであるが、『不二越訴訟裁判記録Ⅲ 証據編2』の一八七頁に「朝鮮人と日本人の賃金関係比較一覧表(従業員名票の記録にみる賃金の同一取り扱い)」が不二越側から出されているが、同一基準であることがわかる。

「従業員名票」(富田英子、昭和五年五月二日)は「壽昌公立校六年在学中」とあり、昭和一九(一九四四)年五月九日に入社し、給与に関しては、「1969 76 銭 1989 86 銭 191221 108 銭 20621 115 銭」と日給が書かれている。「在学中」とあるので、小生の目に留まったが、「半島勤労報国隊員」とあり、父ではなく叔父が保証人である。日本の国民学校五年生六年生、中等学校一年生二年生であれば、在学中の児童や生徒本人ではな

く、校長先生に支払われ、貯金されることになっていた。原告の一人である李鐘淑（牧田淑子）の場合、異動欄に「2016 命三等工事」とあるが「在学中」でも富田英子は「三等工事」で一円八銭の給与と書かれ、また、杉本吉子は「京城府真出公立校初四退学」して昭和一六年三月から一九年五月まで京畿バス車掌を経て、一九年八月六日に見習工手で七六銭とあり、二〇年一月六日に三等工事として一円八銭と記されている。「三等工事」だけでは生徒か生徒でないのかは判別できない⁽⁸⁾。また李鐘淑は陳述書（一九九三年五月一七日）の中で「小遣いは少し貰ったことがあります。しかし、デパートに行っても物が買えるような額ではありませんでした。エンドウ豆をつないだようなものを買うのが精一杯でした。」と書いているが、「小遣い」が毎月支払われたのか、残余は貯金したのか何も触れていない。「結局、私達は、一銭も給与は貰っていません。」と書いている⁽⁹⁾。

三菱重工名古屋の朝鮮人女子勤労隊の場合、引率者がいることから、校長に対して払われたために、本人に対して名古屋では生活費分の支給しかなかった可能性もあるが、後段で触れる金福禮の証言では、給与はもらったと答えている。生活費としてある一定金額が差し引かれ、残りは本人が校長に払われ（もしくは日本の郵便貯金に個人名義で入れる）、個人名義の貯金として通帳に記載されたのでないかというのが筆者の仮説である。資料が不足しているので、この点は今後の課題である。

また不二越訴訟の原告および被告の不二越双方ともに「校長への支払」は争点にしてい⁽¹⁰⁾ない。また引率者への言及はない。三菱重工名古屋と異なり、不二越には引率者に関する言及や記述は管見の範囲ではまったくない。

大阪府「工場事業場等学徒勤労動員ノ報償取扱細目」によれば、日本では都道府県によって細目に小さな相違点はあるが、校長（隊長）に一括して支払われ、「学徒個人名義ニヨリ貯金シ毎月保護者ニ其ノ旨報告スルコト」になっている⁽¹¹⁾。「備考欄」に「中等学校低学年（第一、二学年）及国民学校高等科ニアリテハ男子一人当り月額三十円、女子一人当り月額二八円ノ基本報償算定基準ニ依ルコト、但シ舍費又ハ食費ヲ支払フベキ場合ハ之ヲ控除

シタル額ナルコト。」と書かれているから、「舎費又ハ食費」は引かれ貯金されたのであろう。

不二越訴訟の原告の一人である崔福年(海州富成)に関しては、「未払金内訳」として「退職金不足額」は二円八四銭、国民貯金は五九円五九銭、預金は一〇七円〇二銭、合計は一六九円四五銭となっている。牧田淑子(李鍾淑)は「退職金不足額」は二円八四銭、国民貯金は四八円四一銭、預金は八七円七六銭、合計は一三九円〇一銭である⁽¹²⁾。牧田淑子の手帳によれば、昭和一九年七月六日入社で、異動欄に「191212 36銭」とあり、「2016 命三等工手」、「30717 預金額 八拾七六銭」と書かれている。食事代が食券と引き換えに「給与控除」されていれば、給与は減ることになる。被告の不二越は「不二越公報」に基づき、「半島女子挺身隊も食券を現金で購入していたのであるが、これは給与が支払われていたからにはかならない。」と指摘している⁽¹³⁾。現金で食券を購入していたのならば、食事代とあわせて衣服などの生活費も渡されていたであろう。

宿泊の場合、食費と舎費で一日五〇銭引かれるとすれば、一日一円の給与とすれば、一日五〇銭支払われることになる⁽¹⁴⁾。大まかに概算して、年間三〇日休みを取ったとして、三六〇―三〇日として三三〇日となる。一年間とすれば、一六五円の収入となる。三月入社と七月入社では四か月分の差があるので三〇日×四×〇・五＝六〇円増えることになる。二二五円ということになる。

不二越側が提出した「朝鮮人と日本人の賃金関係比較一覧表」から数字を拾うと、昭和一九年三月に入社した新井聖姫(昭和五年一〇月一五日生まれ、慶尚北道)の場合、「19/6 76 19/8 86 19/12 108 20/6 114」で、昭和一九年七月に入社した新井弘子(昭和六年四月二日生まれ、京城府、一九年三月京城清涼校初卒)の場合、「19/8 71 19/10 81 20/1 98 20/6 104」とあるので、女子勤労隊では一歳違うと五銭から一〇銭低くなっている。参考までに男性の場合、昭和一九年八月に入社した、大正二二(一九二三)年十一月五日生まれの津村基種の場合、

合は「19/9 176 19/12 205 20/6 217」であり、男子の賃金は女子のほぼ倍であったことがわかる。⁽¹⁵⁾

四 不二越の供託金

『不二越訴訟裁判記録Ⅱ 証據編1』には被告の不二越が証拠書類として提出した「供託通知書」「供託金還付請求者名簿」が掲載されている。⁽¹⁶⁾ 給与（生活費の一部として）が支払われ、その中から貯金に回され、日本の学徒挺身隊に準じて何らかの形で別枠で貯金され、それが供託されたとして、「供託金還付請求者名簿」の数字を拾

崔福年

退職慰労金 不足分	退職 積立金	厚生 年金	国民 貯蓄	預金	合計
2.84			59.59	107.02	169.45
2.84			52.45	115.00	170.29
2.84			52.45	115.08	170.37
2.84			59.59	111.39	173.82
2.84			58.58	113.37	174.79
2.84			58.58	114.31	175.73
2.84			48.41	129.09	180.34
2.84			49.42	128.45	180.71
2.84			53.45	124.64	180.93
2.84			63.68	118.02	184.54
2.84			55.46	128.00	186.30
2.84			52.45	131.98	187.27
2.84			66.72	118.18	187.74
2.84			54.46	131.54	188.84
2.84		18.00	80.29	91.69	192.82
2.84			56.46	136.35	195.65
2.84			64.72	128.92	196.48
2.84			64.84	129.90	197.58
2.84			65.72	131.55	200.11
2.84			53.45	149.90	206.19
2.84		21.00	82.32	106.16	212.32
2.84			55.46	167.35	225.65
2.84			55.46	182.24	240.54
2.84			66.87	175.67	245.38
2.84			47.41	226.80	277.05
2.84		21.00	82.33	202.30	309.47

出所：『不二越訴訟裁判記録Ⅲ 証據編2』、73-79頁。

註1：不二越が裁判に提出した供託金データ。

註2：網かけの数字は判読困難であった。

い、表1「不二越の供託金」に掲げた。上に書いたが一年間として一六五円、一年四か月として二二五円としたが、生活費で使った分があるとすれば、一六五円、二二五円よりは少ない金額となるはずである。見習い期間は給与が安く、経験を積めばそれだけ一日当たりの給与は高くなる。高崎宗司『半島女子勤労挺身隊』について⁽¹⁷⁾によれば、一九四五年三月に不二越に入社し、一〇月に帰国した崔孝順は八か月の賃金として、一七〇円が支払われたとある。

表1 不二越の供託金

(単位：円)

退職慰労金 不足分	退職 積立金	厚生 年金	国民 貯蓄	預金	合計
2.84			26.35	11.49	40.68
2.84			49.44	45.91	98.19
2.84			47.41	48.76	99.01
2.84			46.51	53.72	103.07
2.84			48.62	55.33	106.79
2.84			40.33	67.98	111.15
2.84			63.72	50.39	116.95
2.84			56.64	58.27	117.75
2.84			46.41	84.70	133.95
2.84			47.41	84.94	135.19
2.84			54.54	80.38	137.76
2.84			48.41	87.76	139.01
2.84			48.41	98.04	149.29
2.84			47.51	102.10	152.45
2.84			48.41	101.95	153.20
2.84		4.00	47.54	102.96	153.34
2.84			46.41	106.29	155.54
2.84			63.68	89.03	155.55
2.84			47.41	105.70	155.95
2.84			58.67	95.20	156.71
2.84			47.41	106.71	156.96
2.84			47.41	110.49	160.74
2.84			47.41	110.68	160.93
2.84			57.64	100.93	161.41
2.84			46.41	113.22	162.47
2.84			62.68	96.98	162.50
2.84			53.45	106.62	162.91
2.84			57.65	102.55	163.04
2.84			52.45	111.14	166.43

姜徳景か？
(引用者)

李鐘淑

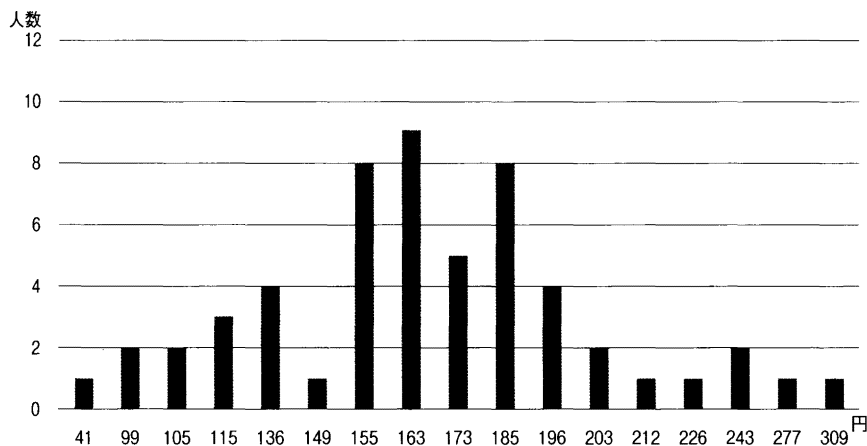


図1 供託金の合計分布棒グラフ

「預金」であるが、バラつきが大きいことから、生活費と支給された中から残余を預金したのではないだろうか。親元への送金も考えられる。また持参金とか親からの仕送りも預金されたのではないだろうか。⁽¹⁸⁾「国民貯金」を眺めると、二つの山があり、おそらく勤続月数（二か月、一四か月、一六か月）の違いが顕れているのではないかと思う。表1で一人だけ金額が少ないが、逃亡した姜徳景であろう。国民貯金が一か月あたり四円として計算すると、逃亡した姜徳景は「六、七か月過ぎ」に逃亡し、つかまり再び逃亡したとのことであるが、七か月ほど働いた金額に相当する。⁽¹⁹⁾図1「供託金の合計分布棒グラフ」は表1「不二越の供託金」から作成した。人数と平均金額を示している。

『不二越訴訟裁判記録Ⅰ 主張・判決編』（不二越訴訟弁護団、二〇〇一年）には、不二越の出した、「準備書面（七）」（一九九四年九月七日）も掲載され、「全国各地から学徒動員、女子挺身隊、男子報国隊等が動員」されたが、「当時日本国の一部であった朝鮮半島からの人々もいたが、会社が出身地の如何によって処遇を異にしたことはなく、労働・生活環境、就労内容、労働条件等はすべて同一であった。」と主張して、「国際法上の重大な人権侵害」という主張に対して「詐欺的な方法で募集」したり「強制連行し

たり」したことはないと反論している。⁽²⁰⁾

第八回口頭弁論調書(一九九四年一〇月五日)では「会社は、女子挺身隊、徴用工に対して遅滞なく賃金を支払っていた。また、終戦当時、半島に帰鮮していた等の事情により、敗戦の混乱期に賃金の清算等が直接行えなかった者等については、会社はこの賃金債権を供託しているのであって、仮に原告らが昭和二〇年当時、賃金債権等を有していたとしても、原告らの会社に対する債権は弁済供託により消滅している。」(傍点 引用者)と敗戦後の供託について述べている。⁽²¹⁾ この未払い賃金(置去金)とGHQの指令との関係については、田中直樹「資料第二次世界大戦期における朝鮮人「移入」労働者について」が詳しい。⁽²²⁾ 本稿ではこの点については、大事な争点であるが、触れない。⁽²³⁾

不二越が裁判に提出した記録「S18」20当時の不二越精器工場 賃金計算担当者の皆さんとの懇談会記録」(一九九六年一月七日)によれば、「8. 半島出身の人(朝鮮出身の従業員は、当時こう呼んでいた)は精器工場では、4課・6課・8課に沢山いた。私達(室谷玉子さん・杉本澄江さん・和田カオルさん)は日本人と同じようにきちんと計算し払っていた。半島出身の人は何人もいたのに、今回訴えた人だけが給与をもらっていなかったということは私達は理解できない。不思議だ。」と書かれていた。⁽²⁴⁾ 学校報国隊に準じる形で、個人名義の郵便貯金に回されたこともあるだろう。大阪府「工場事業場等学徒勤労動員ノ報償取扱細目」には、大阪府の事例が具体的に書かれている。日本では校長に給与が支払われ、「学徒個人名義ニヨリ貯金シ毎月保護者ニ其ノ旨報告スルコト」⁽²⁵⁾ になっている。

五 金福禮の回想

伊藤孝司編著『証言 従軍慰安婦・女子勤労挺身隊——強制連行された朝鮮人女性たち』（風媒社、一九九二年）の金福禮の証言によれば、兄が反対したが、兄に承諾してもらい名古屋に行ったとある。また「大きい子は、長いパイプに布を巻いて縫う仕事で、私はこちらでした。座つてやるので楽な仕事でした。一日三回の食事は、朝と晩が寮で、昼は工場でした。この時ほど、ご飯がおいしかったことはいすよ。」（傍点 引用者）、「熱田神宮や護国神社にお参りに連れて行かれたり、名古屋城や東山動物園に遊びに行った事もありました。」と語っている。

給与に関しては「給与は年齢によって少しずつ違いました。私は三〇円だったと思います。ちゃんとくれましたが、買うものなんて何も売っていないので、貯金して故郷に送りました。三分の二を送つて、残りは歯磨き粉なんかを買ったんです。」（傍点 引用者）、「給与袋には、『三、菱道徳工場』の名前がありました。作業をした日、休んだ日が記入してあって、裏には標語が書いてありました。」（傍点 引用者）、また勉強時間に関しては「勉強の時間は、はじめのうちは一週間に二回〜三回ありましたが、だんだん減つて週に一回ぐらいになり、しかも二、三時間だけでした。」⁽²⁶⁾ と思ひ出を語っている。

上の証言で、金福禮は具体的に給与をもらっていたと証言している。この点に関して立教大学名誉教授山田昭次は「朝鮮女子勤労隊における強制連行・強制労働・民族差別」の中で、「梁ははじめこの挺身隊員だった朴海玉、金恵玉、陳辰貞は、給料は支払われなかったと証言している。」「金福礼のみが月給30円を貰つたと回想している。これは聞き手の間違いではないか。」と書いている。⁽²⁶⁾ 三〇円は正確な金額であり、聞き手の間違いでなく、

金福禮は家庭の事情で支払われたのかもしれない。読者は一九九二年以前の証言であることと、金福禮は名古屋三菱重工への「第一次訴訟」(一九九二年二月提訴)の原告にはまだ加わっていないことに留意されたい。⁽²⁷⁾

六 李鐘淑、梁春姬、梁錦徳の回想

李鐘淑は、父親は貿易商をやっていたが、失敗して家を取られたとのことで、叔父の家で暮らしていて、奨忠高等学校高等科二年生の時に叔父の従兄弟から「募集」の話を聞き、募集要項には「挺身隊として日本に行つて働いたら、女学校の卒業証書がもらえる」と書いてあった。当時祖父は大阪に住んでいて、父は日本に連れで行かれたと思っていたので、「日本に行けば会えるという期待もありました。」と語り、「それで、その場で書類をもらつて、はんこを押して出しました。」と話している。⁽²⁸⁾

給与に関しては以下の通りである。⁽²⁹⁾

「私たちに、給料はいっさい渡されませんでした。それで、例えば一カ月に一回くらい、お金が必要な事があつたら、その時に申し出てお金をもらったんです。この時にくれたのは、お菓子が買える程度のわずかなお金でした。私も、一度だけ友達と一緒に百貨店に行きましたけど、戦時中なので、買うような物は何もありませんでした。それに、寮で靴下などの衣類や食べ物を与えるから、お金がいらないかったです。」(傍点引用者)

李鐘淑(牧田淑子)の証言につけられている池田正枝が記入した学籍簿(教え子の一人と書かれているが、誰なのか明示されていない)の文面には、「挺身隊が発表サレルや敢然之ニ応募」「上級学校進学モ考タノデアルガ今、直ニ才役ニ立ツベキ挺身隊ヘト参加ヲ希望シニケ年御奉公スルコトニナッテイル。」(傍点引用者)と書かれている。⁽³⁰⁾「上級学校進学」ではなく、直ちに役に立つ「挺身隊」を希望したと書かれている。⁽³¹⁾「女学校の卒業証書がもらえ

る」という話が宙に浮く。

学籍簿がなぜ公開できないのか。国家記録院は学籍簿を収集したとのことであるので、必要箇所を匿名化して公開すべきである。恣意的に学籍簿が利用されていないか原本と照合して確認しなければならない。日本政府は正式なルートで申入れを行うべきである。親の経済状況や職業がわかるだけで、見えてくる風景が様変わりするだろう。⁽³²⁾学籍簿は「詐欺的誘惑」が事実なのかどうか明らかにすると筆者は考える。

不二越で働いた梁春姫は兄が朝鮮農地開発営団に勤め、学費を出してくれ「徳寿国民学校」「徳寿女子高等学校」に通い、女学校二年生の時に「京畿挺身隊」の話があり、地域の挺身隊として日本に向かった。⁽³³⁾朝鮮農地開発営団は親日とみなされる職場であったとのことである。

さて、もう一点看過できないのは、「親たちは日本に行くことの危険性を知り、反対したが、親の反対に対してはうって変わって強権的な脅迫を行った。」と書かれ、梁錦徳のケースでは両親の大反対で応募の取りやめを伝えたら、「約束違反の理由で父親は刑務所に入れられるかもしれない」と脅迫されたと書かれていることである。そもそも国民学校の校長が児童や生徒に向かって刑務所の話などするのだろうか。⁽³⁴⁾兄や姉とともに日本に連れて行った父親が大反対したのだろうか。無断で判子を持ち出す必要があったのだろうか。兄は日本人女性と結婚しているのである。学籍簿から「親の反対」は読み取れるのであろうか。

七 徴用拒否者の「犯罪人名簿」——なぜ消えたのか、次回訪問時に確認する

釜山にある国立日帝強制動員歴史館の展示（映像）で小生の目に留まったのは徴用拒否者に対する展示である。

展示映像の中に「犯罪人名簿」(霊山面)と記載があったので、デジタルカメラで二〇二二年九月二十九日に撮影して、翌日の九月三〇日に国家記録院釜山支所に原本があるか確認に行ったが、国家記録院のスタッフは、なかなか特定できないので同歴史館に電話をかけた上で、国家記録院には所蔵がないと小生に話した。再びデジタルカメラで撮影しておかないかと思いい、翌朝同歴史館の映像を確認に行ったが、二日前にあった映像が削除されていた。一体なぜ削除したのだろうか。次回訪問時に真っ先にあるかないかを確認したい。「付記 二〇二三年八月六日に同歴史館を再訪して確認したが、映像装置そのものが取り除かれ、一部が展示されていた。原本は国家記録院のスタッフが昌寧市から取り寄せ、私にPDFで提供してくれた(八月七日)。賭博や酒税に関する違反が多い。日本国内で犯した犯罪が昌寧郡霊山面に通知されている。」

国立日帝強制動員歴史館には次のような説明文が掲げられていた。出典や出所が記されていないので、裏付けが取れない。

「日帝は、国家総動員法を通じて徴用を拒否した朝鮮人を犯罪人とし、重刑を科した。それにも関わらず徴用拒否と脱出は絶えなかった。一九四四年一〇月からたった一〇日間行われた一斉取締期間に摘発された「国民徴用令違反と徴用忌避容疑朝鮮人」は二三、〇〇〇人以上に達した。」(展示はヨコ書きの算用数字)

「日帝は、徴用拒否の社会的拡散を防ぐために、徴用拒否や現場を離脱した朝鮮人に懲役刑を科した。受刑期間中にも強制労働をさせられ、出所後に再び動員するなどさらなる弾圧をしたが、抵抗の度合いはかえって強くなった。」

八 「結婚式で帰鮮して渡航」という手紙

もう一点、書簡「帰鮮通知」を紹介しておこう。⁽³⁵⁾ 日曹天塩炭鉱の朝鮮人労務者が結婚式のために帰鮮したおり

に同炭鉱に宛てたものである。推薦したいと書かれ、結婚式が終われば家族も渡航させたいと書かれている。家族が誰を指すのか、人数は書かれていないが、強制連行とは無縁の世界である。

拝啓

貴所諸員各位皆様御健勝祈り申上マス、小生の家族金本^{日笠不可}■台ハ御陰様ニテ無事帰鮮致シ嫁聚^{嫁カ}日^{時の読リカ}字ハ本

月二十四日ニ定メマシタ、御了承願ヒマス、家族^{和歌山町}■台殊ニ聞キマスト貴所ノ書記係ヲ勤メ居ルモノ欠員トノコト耳入リシマシタ、其節採用済マシタテセウカ、御地方ニ相当資格アルモノヲ推薦致度イ次第デス、主任殿ニ御伺ヒ致シマス、御考慮ノ上一応御返事ヲ御願シマス、若モ御入用ノコトニナレバ渡航ノ手続モ必要デアリマスカラ成可ク御知セ下サイマセ、小生の家族モマタ結婚終リマシタラ期日内ニ渡航サセ度イ覚悟デス北海道天塩郡豊富村

日曹天塩鉱業所

労務係主任殿

^{奥出北道の時}
慶 北 慶山郡河陽面琴楽洞

金本容洛

十月十三日

おわりに

「学籍簿」には親の職業が書かれ、どのような経緯で学校単位的女子勤労報国隊として不二越や三菱重工名古屋に行つたのかの経緯が判明するだろう。親が日本行きに反対していたのかどうかもあるだろう。印鑑を無断

で持ち出すという話の真偽も「学籍簿」で、あり得るのかどうかわかるだろう。「学籍簿」の公開によって、都合のよいような解釈に基因する日韓関係の悪化は妨げるであろう。

不毛な政治的な問題に巻き込まれるということで、まともな学者が日韓関係の問題に距離を取ってきたことが、事実の確定が不明確なまま、日韓関係を大きく損なうことになった。日韓請求権協定の解釈が裁判の争点になり、事実の確定が二の次になったことが後日に大きな禍根を残した。日本の裁判で企業側は事実上の勝訴を勝ち取ったが、原告側の弁護士は事実認識「少女に対する誘惑・拉致まがいの強制連行・強制労働という、恥ずべき犯罪的行為・人権侵害行為が裁判所によって認定され断罪されたことの意味は大きき」としている。徴用工賠償に関する大法院(韓国の最高裁)判決を受け、三権分立の立場から韓国政府は何らかの対応策を取るであろうが、研究者は資料に基づき事実確認を行う必要がある。歴史家や研究者は、「原告や支援者の執念」による「詳細な事実認定」が正しいのかどうか、学問的見地から一次資料で検証しなければならない。本稿は筆者の最近の研究の成果である。強制労働を主張する学者の恣意的な資料の引用の仕方への警鐘である。資料に依拠した、公平な研究を誘発することを願い、筆を擱く。

- (1) 拙論「翻弄される日韓関係と事実確認の大切さ——徴用工判決と歴史認識」(宮川淳編集発行『レインボー 코리아 通信』二〇二三年四月、通巻三七四号、三五―四二頁)。判決直後の韓国の「事実」認識の捉え方を跡づけた。拙論「元徴用工の事実検証で真実を明らかに——日韓関係改善のために韓国政府は調査を」(『日本時事評論』、二〇二二年一月四日、二〇〇三号)。 http://nipponjijiyoron.co.jp/img/old_paper/2022P1104-2003.pdf

- (2) https://www.awfor.jp/pdf/0062_p041_060.pdf デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」新聞報道された学籍簿に関する記述が役に立つ。参考文献が最後につけられているので、有用である。勝岡寛次「朝鮮人戦時労働者(所謂「徴用工」)の実態について——韓国大法院判決の原告を中心に」(『歴史認識問題研究』二〇一九春夏、一九―四四

頁)も参照されたい。同論文もダウンロードできる。

(3) 『不二越訴訟裁判記録Ⅱ 証據編1』(不二越訴訟弁護団、二〇〇一年)二五三頁、二六二―二六三頁。

(4) 『不二越訴訟裁判記録Ⅱ 証據編1』六二五―六二六頁。筆者は日本人と朝鮮人を分けた給与規定をみたことがない。強制貯金でなく、ほとんどが任意貯金であった。国立国会図書館のデジタルコレクションで公開されている日本鉱山協会「半島人労務者二関スル調査報告」(<http://dlndi.igjp.infordip/pid/1071122>)を読みたい。樋口雄一はこの資料を強制貯金の証拠としている。注(16)、注(22)、注(23)を参照せよ。

(5) 島田広「法廷で裁かれる日本の戦争責任」³² 富山地裁・朝鮮女子勤労挺身隊不二越第二次訴訟——強制労働・強制連行を明確に認定」、軍縮市民の会・軍縮研究室『軍縮問題資料』(三二六号、二〇〇八年一月、六三頁)。島田弁護士は「判決は、原告らが補償を求める権利は日韓請求権協定二条一項三項にいう『請求権』にあたるとし、同条約より被告らは原告らの請求に応じる法的義務がないと主張できる、として被告らの請求権放棄の主張を認めました。」(六三頁)と述べ、「判決は同条約によっては個人の請求権は認められないとするのみで、強制労働の事実自体は認定しながら、国に間接適用による被害救済を求めることをしませんでした。」(六五頁)と語っている。瑞慶山茂責任編集『法廷で裁かれる日本の戦争責任』(高文研、二〇一四年)三〇八―三一五頁に加筆され掲載。島田広「朝鮮女子勤労挺身隊・不二越第二次訴訟——日韓請求権協定のまともな解釈論を示せなかった裁判所」(Ⅲ強制連行(一九))の中で「不二越訴訟は残念ながら原告敗訴で終了しましたが、その成果は韓国での闘いに今も生きています。」と加筆している。崔鳳泰弁護士は「韓国における戦後補償裁判の成果と課題」という特別報告の中で、二〇〇五年に韓国政府は韓日会談文書を全面公開した結果、一九六五年当時韓国政府が一〇三万人に関して、死亡者、負傷者、生還者それぞれ一人当たり一六五〇ドル、二〇〇〇ドル、二〇〇〇ドルの計三億六四〇〇万ドルを日本政府に要求し、補償金が支払われれば「国内措置を通じて解決すると交渉した責任(事実)を明らかにした。」と述べ、その結果、韓国国内で「日帝強制占領下強制動員被害真相究明等に関する特別法」によって「被害申告を受けけることになった。」と書いている(『統一評論』五八〇号、二〇一四年三月号、五五頁)。

(6) 山田博「不二越強制連行訴訟」、国際人権法学会『国際人権』(一九九七年報、第八号)七二―七三頁。ほとんど同じ内容で、山田博「富山・不二越強制連行訴訟判決について」(日本の戦争責任資料センター『季刊戦争責任研究』一九

九七年夏号、第一六号、二四〇二七頁)。二名の原告女性は「不二越に行けば女学校にも行けるし、お金もたくさんもらえ、タイプライター、ミシン、お花が習える」という甘言利説に騙され、不二越に連行されたと指摘している(七二頁)。

時効に関しては高裁金沢支部(第二審)で控訴を棄却されたが、裁判後山田主任弁護士は「強制連行と賃金未払いの事実を認めながら、時効開始時期を一番よりさかのぼらせ、後退した。国際人権法を無視した判決であり上告する」と説明し、決意を述べたとのことである。出口威「不二越朝鮮人強制連行で高裁判決 時効繰り上げの大反動」(労働運動研究所『労働運動研究』一九九九年、三五二号、三二頁)。

(7) 山田博「権利闘争の焦点——不二越強制連行訴訟の解決と意義」(日本労働弁護団『季刊労働者の権利』二〇〇〇年一〇月、二二七号)。九七頁には「時効の壁を実質的に克服」した点や補償を勝ち取ったこと、「碑」を設置させて解決に至ったことについて「大きな成果である」と評価している。

(8) 「不二越訴訟裁判記録Ⅱ 証據編1」一二四頁。陳述書には、国民学校六年の時に父親の事業がうまくいけなくなり、「日本人の町内会長が来て、遊んでいないで学校へ行けと言いました」とあり、不二越のパンフレットを見せられ、「ここへ行けば、学校は卒業できるし、女学校にも行けるし、金も沢山貰えると言われました。」「一〇名の募集でしたが、応じたのは私を含めて七名でした。」(二〇五頁)と記載されている。

(9) 「不二越訴訟裁判記録Ⅱ 証據編1」一〇七―一〇八頁。

(10) 「不二越訴訟裁判記録Ⅱ 証據編1」、『不二越訴訟裁判記録Ⅲ 証據編2』、『不二越訴訟裁判記録Ⅰ 主張・判決編』(不二越訴訟弁護団、二〇〇一年)には何も書かれていない。学校単位での朝鮮女子勤労隊の場合、校長に対して払われたかどうか(その代替も含めて)、今後の研究課題である。金福禮は父が事業に失敗しているので、本人に給与が支払われたのかもしれない。

(11) 九州大学記録資料館『エネルギー史研究』(第三八号、二〇二三年三月)九五―一〇六頁。

(12) 「不二越訴訟裁判記録Ⅲ 証據編2」七四―七五頁(供託金明細書)、七八―七九頁(未払金内訳)。

(13) 「不二越訴訟裁判記録Ⅱ 証據編1」六五頁。

(14) 富士瓦斯紡績(株) 小山工場では三食で二〇銭が支給金額から控除され、舞鶴海軍工廠の官営寄宿舎では食費実費四

○銭が徴取された。朝食が一〇銭で昼食夕食が一五銭である。国立公文書館所蔵『学校報国隊』第四冊（昭和一九年二月～二〇年三月）、請求記号…文部省59-34-33-2463。昭和一九年二月に不二越鋼材工業（株）が文部大臣二宮治重に出した「学校報国隊出動ニ関スル件申請」には「通勤不能者ハ寄宿舎ニ収容シ朝夕ハ寄宿舎ニテ給食シ昼ハ工場へ弁当ヲ配給ス 宿舎収容余力 男子三、〇二四 女子二、七七九 計五、八〇三」

国立公文書館所蔵『学校報国隊』第四冊（昭和一九年七月～二〇年三月、請求記号…文部省59-34-33-2461）から数字を拾っておこう。住友鋳業社（株）別子（食費一日三〇銭、舍費・寝具費徴収せず）、川南工業（株）浦崎造船所（四五銭、宿泊料無料）、日本製鉄（株）釜石製作所（五〇銭、舍費無料）、第二海軍航空廠（食費四二銭、舍費月額二円）、呉海軍工廠（合わせて月一六円）。

『不二越訴訟裁判記録Ⅲ 証據編2』の一八二～一八三頁には昭和二〇年九月一五日付の「不二越社報（社外秘）」には「女子軽労」は一日「六十銭」に食費が九月二日から改正されると書かれている。戦後のインフレで差し引かなければならないが、一日当たり五〇銭と推定する参考資料にはなる。

- (15) 新井聖姫の「従業員名票」には入社は「昭和19年5月9日」であり、「記事」として「作業服貸与」「半島勤労報国隊員」と記載され、一九年六月九日に「見工手」という資格で、七六銭と記載され、同年八月九日に三等工手の初手となり給与八六銭となり、一二月二日には一〇八銭、二〇年六月二日には一一四銭と辞令に記されている。『不二越訴訟裁判記録Ⅲ 証據編2』一九〇～一九一頁。新井弘子の「従業員名票」には「作業服貸与」「挺身隊」とあり、昭和一九年三月に京城清涼校初卒とある。『不二越訴訟裁判記録Ⅲ 証據編2』二二八頁。「朝鮮人と日本人の賃金関係比較一覧表」では、新井聖姫の入社年月は『S1933』（昭和一九年三月）であり、富田英子は『S1935』であり、新井弘子は『S1937』となっている。『不二越訴訟裁判記録Ⅲ 証據編2』一八七頁。

- (16) 韓国に戻っていた中島菊子（姜順礼）、片山光子との手紙が添えられており、「日韓で郵便による通信が可能であった」こと、「会社が供託通知を行ったこと、また、還付請求もなされたこと」を立証するものとされている。朝鮮慶北大野府京町三六の片山光子の書簡では「此度御通知御下送被下さいました供託物御還付の件は別便で富山供託局へ請求提出致しましたが深く其御厚意を謝し上げます」とある。『不二越訴訟裁判記録Ⅱ 証據編1』七四～七六頁。「退職慰労金不足額二円八四銭、厚生年金一五円、国民貯金八〇円三二銭、預金三七円七六銭」の合計一三五円九一銭を富山供

託局に供託したことも記されている。被告の不二越は、「国民貯金、預金等を供託した対象者全員に通知を発送した」が、中島菊子は転居していたため返送され、転出先に「通知書」が再送され、受領されたことが記されている。不二越は供託金の返済の手続きを踏んでいるということである。

(17) 前掲、高崎宗司『半島女子勤労挺身隊』について「五四～五五頁。不二越には、慶尚北道から五月九日に七〇人から一〇〇人が到着し、六月八日には慶尚南道から一〇〇人が着き、六月一日には慶尚北道から五〇人が、また七月六日に京畿道から二〇〇人が到着したことが、一覧表で示されている(五五頁)。

(18) その他に、怪我のために支払われた傷害保険の金額も含まれている可能性がある。親からの所持金や仕送りの金額の多寡によって、預金が増えている可能性もある。情報が少ないので、あくまで推測である。『不二越訴訟裁判記録Ⅲ 証據編2』二八〇頁には「橋本秀治氏の談話」が記されているが、「少女達は予め事務所に送金先を届け出て、送金したい人は、親元に送金し喜んでいた。」とある。

(19) 尹貞玉『朝鮮人女性のみた「慰安婦問題」——明日をとともに創るために』(三一書房、一九九二年)五八～五九頁。秦郁彦『慰安婦と戦場の性』によれば「二か月後に寄宿舎から逃げたが、すぐに引き戻された。しばらくしてまた友達と夜に逃げ出し」た、とのことである。秦郁彦『慰安婦と戦場の性』(新潮社、一九九九年)一八六頁。病気とか怪我ということも考えられるが、それが原因で帰郷していれば、供託される以前に、不二越から全額本人に支払われたはずである。伊藤孝司編著『写真記録 破られた沈黙——アジアの「従軍慰安婦」たち』(風媒社、一九九三年、六五頁)によれば、「3～4カ月した日」に逃亡したが、捕まり、「2～3カ月後」に逃亡して成功したと回想している。不二越は会社をあげて捜索したであろう。逃げ切れたということは、既往朝鮮人に匿われたと筆者は推定している。

(20) 『不二越訴訟裁判記録Ⅰ 主張・判決編』四四三頁。

(21) 『不二越訴訟裁判記録Ⅰ 主張・判決編』四三四頁。

(22) 『日本大学生産工学部研究報告』(一九九三年六月、第二六卷第一号)一～四六頁。

(23) 不二越は未払金に関して、通知をしたことを証拠書類として提示している。転居のため、通知が届かなかったケースもあるだろう。不二越は供託金の支払い手続きを踏んだということである。

(24) 『不二越訴訟裁判記録Ⅲ 証據編2』二五七～二五八頁。

(25) 注(11)に同じ。校長に送金され、校長が生徒個人名義の通帳に金額を記載するのである。日本の場合、校長に給与が

支払われるのは、「国民学校五年生、六年生、中等学校一年生、二年生」である。

(26) 名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会編集・発行『名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟／資料集』2006.12.5 控訴審 結審(二〇〇七年五月三日)一九頁。記載されている引用文献は削除して、引用した。山田昭次が「名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊損害賠償等請求事件に関する意見書」(二〇〇六年一〇月二日 甲C第九二号証)として出されたものである。「梁」は梁錦徳である。

山田昭次「朝鮮女子勤労挺身隊の成立」(『在日朝鮮人研究』二〇〇一年一〇月、三一号、一七～四〇頁) 李鍾淑は三四頁、梁錦徳は三六頁、金福禮は三八～三九頁。山田昭次は「朝鮮女子勤労挺身隊の歴史的意義」(『総合女性史研究』二〇〇三年、第二〇号、一一二～一一四頁)の中で、「民族差別と性的差別、貧困からの脱出願望」が「日本への期待の幻想」と結びついたと指摘している(一一四頁)。国民学校にいけない男子もいる中で、女性で勉学できたのは比較的に裕福であったからではないのだろうか。同じ雑誌に掲載されている「女性史と私 朝鮮史とともに」では、「朝鮮では性的差別のために女性の就学率は極めて低い。一九三五年当時の男子の普通学校就学率は約四〇%、女子のそれは約一〇%で、男子のその四分の一である」と指摘している。同書、四七頁。

(27) 前掲、高崎宗司「『半島女子勤労挺身隊』について」(『慰安婦』問題調査報告) 女性のためのアジア平和国民基金、一九九九年) 四二頁参照。

(28) 伊藤孝司編著『証言 従軍慰安婦・女子勤労挺身隊』(風媒社、一九九二年) 四二頁、四四頁。なお父親は日本ではなく朝鮮の咸鏡道にいたとのことである。

(29) 同上四九～五〇頁、五三頁。

(30) 同上五三頁。刊行年が一九九二年で、証言者が原告になっているかどうかにも注意されたい。

(31) 池田正枝は韓国新聞一九九二年二月四日付けの記事の中で「当時、戦時中、学生達に対する挺身隊動員命令は、拒否することの出来ない。天皇陛下の命令。そのものであった」と明言したことが記されている。拒否することができないのなら、なぜ六名だけなのか、不思議である。金英達編『朝鮮人 従軍慰安婦・女子挺身隊 資料集』(神戸学生青年センター出版部、一九九二年) 八三頁。

(32) 山本晴太他『徴用工裁判と日韓請求権協定——韓国大法院判決を読み解く』(現代人文社、二〇一九年)のQ六「様々な形態の強制動員」(殷勇基)の中で、国民徴用令と同じように「募集」「官斡旋」も「警察官などによる『物理的強制』が多く用いられた、強制動員のための制度だったのです。」(四八頁)と述べているが、親の職業が警察官や総督府の役人であるということは考えていない。弁護士らしく「など」とか「多く」を使っている。同書の四九頁に「給与を強制貯金」とあるが、任意貯金が圧倒的に多いということは資料から明らかである。送金額も炭鉱では確認できるが、強制貯金が多ければ送金はできない。

(33) 前掲『証言 従軍慰安婦・女子勤労挺身隊』五四頁、五六頁。

(34) 前掲『名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟／資料集』2006125 控訴審 結審 二〇頁。五〇～五二頁に同工異曲の話が書かれている。名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会編集・発行「訴状／元朝鮮女子勤労挺身隊員に対する損害賠償等請求事件」(一九九一年三月)の六四～六五頁には「原告の父は、農業に従事していた。家庭は貧困であった。」とあり、警察が父親を捕まえるのではないかと心配し、「父が寝ている間にこっそりと印鑑を持ち出して担任の先生に渡した。」ということになっている。

梁錦徳の八歳離れた姉は、「父について日本に行って、日本で韓国人と結婚した。」「勉強させるため兄も連れて行った。兄は日本人女性と出会って結婚した。」と語っている。姉や兄を日本に同行させた父親が日本行に対して「日本人の奴らが朝鮮人を獣扱いする」として、反対したそうである。父親はどう考えても親日派ではないのか。梁錦徳、金性珠、金正珠『奪われた青春 奪われた人生——朝鮮女子勤労挺身隊ハルモニの自叙伝』(二〇二二年、梨の木舎、一六頁)。前掲、拙論「翻弄される日韓関係と事実確認の大切さ——徴用工判決と歴史認識」三七頁を参照されたい。

(35) 「帰鮮通知」一〇月一三日、北海道博物館所蔵「日曹天塩炭鉱」(収蔵番号0506)。家族とあるが、兄弟であると考えるのが普通であろう。兄(弟)が結婚のために兄弟で帰鮮し、結婚式後に北海道の日曹天塩炭鉱に戻るという内容である。国立日帝強制動員歴史館に展示されている父から子への書簡「健太御覧なさい」も興味深い。この手紙は『国立日帝強制動員歴史館 常設展示図録』(原本ハンケル、二〇一六年、二二六頁、ISBN 979-11-959346-0-7)に載録されている。

「……父さんはね来年春頃賑る積りだ学校の先生や校長先生にもよろしく申上げてお下れよ 父ちゃんはうんと働

いて眠るからってね
むぞ さようなら

お前もうんと勉強してね父ちゃんの眠る頃はもう農学校へちゃんと入学して居る様にね 頼

現地で 父より」